

第一章 報酬・費用弁償

○蒲郡市幸田町衛生組合議会の議員の議員報酬及び費用弁償に関する

条例

(平成二十年八月二十九日
条例第五号)

(趣旨)

第一条 この条例は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)

第二百三条の規定に基づき、議会の議員に対して支給する議員報酬及び費用弁償について必要な事項を定めるものとする。

(議員報酬の額)

第二条 議員報酬年額は、別表第一のとおりとする。

(議員報酬の支給方法)

第三条 議員報酬は、その職についた日の属する月からその職を離れた日の属する月まで支給する。

2 議員報酬は、その年の四月から九月までの分を十月に、十月か

第五編 給与 (蒲郡市幸田町衛生組合議会の議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例)

A [蒲郡衛生三二]

ら翌年三月までの分を同年四月に支給する。ただし、特に必要があると思われる場合はこの限りではない。

(費用弁償)

第四条 議員が職務のため旅行したときは、その旅行について、費用弁償として旅費を支給する。

2 前項の規定により支給する旅費の額は、別表第二のとおりとする。

3 前項に定めるもののほか、議員に支給する旅費については、蒲郡市幸田町衛生組合職員の給与に関する条例(平成十九年蒲郡市幸田町衛生組合条例第十号)の適用を受ける職員に支給する旅費の例による。

(委任)

第五条 この条例の施行に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

附則

この条例は、平成二十年九月一日から施行する。

別表第1

職名	議員報酬年額
議長	23,000円
副議長	21,000円
議員	19,000円

別表第二

実費	鉄道賃
実費 最上級に次ぐ等は	船賃
実費	航空賃
一五,〇〇〇円	(一)宿泊につき料
二,九〇〇円	(二)日につき当